

2019年2月15日

都道府県社会福祉士会
会長 各位

公益社団日本社会福祉士会
会長 西島 善久

児童虐待を早急に根絶するため児童福祉司に
ソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士の配置を求める活動への協力依頼

本会は、児童福祉司の資質の向上が児童虐待を根絶するために重要であることから、児童福祉司への社会福祉士や精神保健福祉士の任用拡大に向けて、厚生労働省へ意見提出を行ってまいりました。しかし、新聞報道によると、あまりにも痛ましい昨今の児童虐待における死亡事件を受け、新たな国家資格の創設が議論されています。

本会は、ソーシャルワーカーは縦割りの資格でなく、人びとの生活を支えるという視点を持ち、共通基盤としてのソーシャルワークをベースにそれぞれの職場で働いています。このことは児童の分野でも同じことが言えます。

仮に新たな国家資格が創設されたとしても、実際に児童相談所で働くためには、制度設計から配置されるまでには少なくとも10年以上は要します。また、一連の事件の背景は、単に児童福祉司の資質の問題だけではなく、児童虐待対応に関係する人員の確保や環境改善等も必要です。

そこで、本会は、新たな国家資格の創設ではなく、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士の配置促進を求める署名活動と国会議員への陳情活動を展開したいと考えています。

各都道府県社会福祉士会の会長におかれましては、趣旨をご理解の上、活動にご協力いただけますよう、お願い申し上げます。

なお、今回の件は日本精神保健福祉士協会、日本医療社会福祉協会、日本ソーシャルワーカー協会、日本ソーシャルワーク教育学校連盟の賛同も得ております。各社会福祉士会におかれましてはこれら県組織へのお声かけも合わせてご検討ください。

添付資料

- 1 陳情書サンプル
- 2 署名用紙
- 3 児童福祉司に関する国家資格等の専門資格創設に反対する意見（2018年12月5日提出）
- 4 第5回「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」における藤林委員提出資料に対する意見（12月18日提出）

※陳情書を地元の国会議員へ提出してください。陳情した場合、その結果（対応者や反応など）をご報告下さい。

※署名用紙は原本を本会事務局へ送付して下さい。3月末を目安にお願いします。

(参考資料1)

2018年12月5日

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会
市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の
強化等に向けたワーキンググループ 座長 山縣 文治 様

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島 善久
公益社団法人日本医療社会福祉協会 会長 早坂 由美子
公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 柏木 一恵
特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会 会長 岡本 民夫
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 会長 白澤 政和

児童福祉司に関する国家資格等の専門資格創設に反対する意見

貴職におかれましては、子ども家庭支援施策の推進に日々ご尽力されていることに敬意を表します。

私たちは、社会福祉士、精神保健福祉士などのソーシャルワーク専門職で組織された団体、及び全国のソーシャルワーク教育学校で組織された団体です。

さて、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の下に、「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」(以下、「WG」という。)が設置され、「児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策」についても検討されています。4回に亘って開催されたWGでは、児童相談所におけるスーパーバイザー及び児童福祉司に関する専門資格創設について、賛否両論の意見が述べられています。

私たちは、これまで2015年9月、同年11月に2回、2018年7月、と4回に亘って児童福祉司等の国家資格化について見解を公表しているところですが、改めて児童福祉司の専門資格創設には反対であることを強く表明します。

児童福祉司及びスーパーバイザーの専門性の向上は当然必要ですが、そのための方法として、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士や精神保健福祉士の国家資格を積極的に活用し、これらの国家資格の所持を児童福祉司の任用要件とすべきです。

子ども家庭福祉を担う専門職には、子どもや家庭を取り巻く広範囲な課題を分析し、積極的に介入していくことができる専門的な力量が必要です。社会福祉士や精神保健福祉士は、このような幅広い問題に対応する知識、技術を持ち、問題解決に向けて介入する専門職です。

(参考資料1)

そして、児童福祉司の任用区分の一つである社会福祉士の比率は 23%(2012 年)から 41%(2018 年)、精神保健福祉士の比率は 11%(2018 年)と、自治体での採用・活用は着実に進展してきています。

今求められているのは、新たに専門資格を創設することではなく、社会福祉士や精神保健福祉士の効果的・効率的な活用を促進し、専門的知識や技術の向上に必要な研修を充実することです。また、2017 年度から「児童福祉司」及び「児童福祉司スーパーバイザー」への研修が義務化されており、まずは、その効果を測定し、評価することが必要です。

2018 年 3 月に社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会で取りまとめられた「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められている役割等について」では、社会福祉士が担う今後の主な役割として、『『地域共生社会』の実現に向けて、①複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制や②地域住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制の構築』を挙げており、そのために現在、養成カリキュラム等の見直しが行われています。

以上のことから、児童福祉司等に関する個別の専門資格を創設することよりも、可及的速やかに養成カリキュラムや研修の充実による社会福祉士及び精神保健福祉士の実践能力の向上と、更なる活用の促進を図り、さらには、これらの社会福祉士及び精神保健福祉士が、その専門性を活かしながら積極的に介入することができる環境を整備し、子どもたちが子どもらしく生活する権利を守っていくことが必要であると考えます。

2018年12月18日

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会
市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の
強化等に向けたワーキンググループ 座長 山縣 文治 様

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島 善久
公益社団法人日本医療社会福祉協会 会長 早坂 由美子
公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 柏木 一恵
特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会 会長 岡本 民夫
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 会長 白澤 政和

第5回「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等
に向けたワーキンググループ」における藤林委員提出資料に対する意見

貴職におかれましては、子ども家庭支援施策の推進に日々ご尽力されていることに敬意を表します。

私たちは、社会福祉士、精神保健福祉士などのソーシャルワーク専門職で組織された団体、及び全国のソーシャルワーク教育学校で組織された団体です。

12月10日に、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 第5回「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」(以下、「WG」という)が開催されました。このWGで配布された「構成員提出資料」中の藤林委員による「『12月7日素案』に対する意見」において、私たちが本年7月5日に発表した、「児童福祉に関する国家資格を創設するという報道についての声明」の一部が引用されています。

この引用は、長期的スパンでの新たな国家資格化の創設には反対していない、と私たちが主張しているかのように示されており、口頭でも藤林委員はそうのように説明をされました。さらに、児童領域にも精神保健福祉士のようなプロフェッショナルな資格が必要だとも発言されています。

私たちが7月5日に発表した上記声明の趣旨は、長期的にでも新たな国家資格の創設には反対するものであることを、ここで改めて明確にいたします。また、精神保健福祉士の創設は、社会福祉士が精神障害や精神科医療機関を対象に含まない資格として誕生したことによるものであり、現在のように児童に対するソーシャルワークを担う専門資格が既に存在する現状とは背景が異なります。

(参考資料2)

現在課題となっている児童福祉司の専門性を向上させ、適切に機能させるためには、児童福祉司等に関する個別の専門資格を創設することではなく、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士や精神保健福祉士の国家資格を積極的に活用し、これらの国家資格の所持を児童福祉司の任用要件とし、児童を取巻く多様な課題(例えば貧困、メンタルヘルス不調、障害、家庭内暴力や差別など児童分野のみの問題ではない事象)に包括的に対応することのできる教育カリキュラムを受けた者を配置すべきです。可及的速やかに養成カリキュラムや研修の充実による社会福祉士及び精神保健福祉士の実践能力の向上を図ることが必要であると考えます。

※ 記

藤林委員提出資料(部分)

- (3) 専門職化に向かうプロセスにおいて国家資格化は有用な選択肢であることを明記。当面のスーパーバイザー認定要件や研修要件の強化を行いつつも、長期的スパンで新たな国家資格化の創設を目指す。

(参考)公益社団法人日本社会福祉士会等「児童福祉に関する国家資格を創設するという報道への見解」

「(略)子どもが虐待により死に至るといった事件を無くすためには時間的な猶予はありません。これから新しい国家資格を創設しその養成等に取り組むよりも、可及的速やかに養成カリキュラムや研修の充実による社会福祉士及び精神保健福祉士の実践能力の向上と活用の促進(略)」